

第445回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和6年4月23日(火)
- 2 開催年月日 令和6年5月22日(水) 午後1時30分から午後1時43分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階 大会議室
- 4 出席者
委員(9名)

大井誠治会長、渡部容子委員、熊谷正樹委員、砂田光保委員、小川原泉委員、
亘理榮好委員、三田地和彦委員、藏徳平委員、皂健一郎委員

[欠席6名：菅野信弘委員、八木橋美紀委員、金澤秀男委員、平井俊朗委員、
湊謙委員、斎藤千加子委員]

岩手県

森山水産担当技監、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、野澤漁業調整課長、藤原
振興担当課長、平嶋特命課長、中野主任主査、中井技術専門幹、高梨主任、大内技
師、片寄技師、工藤沿岸広域振興局水産部長、佐藤宮古水産振興センター所長、志
田大船渡水産振興センター所長、阿部県北広域振興局水産部長、神水産技術センタ
ー所長、前川漁業取締事務所長

事務局

横沢事務局長、大野事務局次長、堀越主任主査

傍聴者

なし

報道関係者

なし

- 5 委員会の議事
第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について(諮問)

6 委員会の経過

横沢事務局長

それでは、定刻になりましたので会長から開会をしていただき、併せて御挨拶を
お願いいたします。

大井会長

皆様、御苦勞様でございます。ただ今から、第445回岩手海区漁業調整委員会を開
催いたします。開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席をいただきありがとうございます。
また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。さて、本日御
審議いただく議案は、「知事許可漁業の制限措置等」の諮問の1件でございます。

よろしく御審議のほどを、お願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶とい
たします。よろしくお願いいたします。

横沢事務局長

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

大井会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、菅野委員、八木橋委員、金澤委員、平井委員、湊委員、斎藤委員の6名が欠席でございますが、9名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員でございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、皂委員と熊谷委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

大井会長

それでは、第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

横沢事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降着座での説明とさせていただきます。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。要旨、岩手県知事から岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号、第6号及び第7号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の15ページ以降に抜粋して整理してございます。初めに15ページを御覧願います。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、今回の制限措置等を定めようとする漁業は、県漁業調整規則第4条第1項第2号の「なまこ漁業」、第6号の「固定式刺し網漁業」、それから第7号の「船びき網漁業」の3つの漁業が対象でございます。この漁業の許可に際し制限措置として定める項目等につきましては、16ページから18ページにございますが、これまで同様の知事からの諮問のあった際に説明させていただいておりましたので、ここでの改めての確認は省略させていただきます。

それでは、1ページを御覧願います。令和6年5月9日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令とその関係条項が整理されておまして、結びに当委員会の意見を求めることが、記載されております。2ページ以降に対象となる三つの漁業の制限措置の内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

水産振興課、野澤と申します。よろしく願います。それでは、第1号議案「知事

許可漁業の制限措置等について」御説明いたします。恐れ入りますが、以降着座にて説明させていただきます。

初めに、資料の12ページをお開き願います。12ページでございます。知事許可漁業の制限措置等の設定について、知事許可漁業の許可申請の募集に当たっては、漁業法及び漁業調整規則の規定により、許可すべき船舶や漁業者の数など上段の表の着色した項目を「制限措置」として定め、その内容を予め公示することとされております。今回お諮りするの、下段でございます(3)の上段の表、操業区域を共同漁業権区域内とする知事許可漁業の種類のうち、3「なまこ漁業」と下の表の操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業の種類のうち5「固定式刺し網漁業」と6「船びき網漁業」になります。

今回諮問の対象となる漁業に係る制限措置について御説明いたしますので、次の13ページにあります2 制限措置のうち「許可及び起業の認可をすべき船舶等の数」についてを御覧下さい。まず、(1)なまこ漁業についてでございます。アとイの漁業については、共同漁業権の区域内において、操業区域に係る漁業権者等がなまこを採捕する漁業となっておりますので、公示する許可の数は「定めなし」とするものでございます。次にウの操業区域を共同漁業権が設定されていない海域とするなまこ漁業については、要望調査の結果を踏まえ表に示す地区で合計152件の許可枠を公示しようとするものです。その公示案につきましては資料2ページから6ページに示してございます。続きまして、2の(2)固定式刺し網漁業について御説明いたします。当該漁業については令和6年7月31日に許可の有効期間が満了することから、現在の許可件数を基準とし、要望調査の結果と業界団体からの意見を踏まえて、合計291件の許可枠を公示しようとするものです。その公示案につきましては資料7ページから8ページにお示ししてございます。最後に、(3)船びき網漁業について御説明いたします。当該漁業については、令和6年6月30日に許可の有効期間が満了することから、現在の許可件数を基準とし、要望調査の結果と業界団体からの意見を踏まえて、次の14ページの表にありますとおり、あみ船びき網漁業で合計53件、船びき網漁業、これはあみ船びき網漁業を除くでございますが、合計91件の許可枠を公示しようとするものでございます。その公示案につきましては、資料9ページから11ページに示してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

大井会長

ただ今、第1号議案について事務局及び県からの説明がありました。これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

大井会長

御意見ございませんか。

(「ありません」の発声)

大井会長

御意見等なければ、お諮りをいたします。第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について」、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

第1号議案終了

大井会長

続きまして、「その他」に移ります。

大井会長

委員の皆様から委員会で共有したい情報などはございませんでしょうか。

(発言なし)

県から情報の提供はございませんでしょうか。

漁業調整課長

ございません。

大井会長

事務局から、何かございませんでしょうか。

事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。次回の委員会は、6月12日水曜日、午前10時30分から、この会場、岩手県水産会館5階大会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

大井会長

なにか他にはございませんか。

(発言なし)

大井会長

それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、以上で委員会を閉会いたします。皆様、大変御苦勞様でございます。ありがとうございます。

終了（午後1時43分）
